

お知らせ

申請者各位

令和元年 10 月 9 日
経 済 産 業 省
農 水 産 室

平成 31 年度の関税分類番号(HS コード)の改正に伴う 水産物の輸入割当て(IQ)及び輸入承認(IL)について

平素より、水産物の輸入割当て制度についてご協力いただき、誠にありがとうございます。
ます。

令和元年 10 月 1 日付けで当室から発出した文書(お知らせ)により、令和元年 10 月 25 日(金)で告示(輸入公表)を改正し、「こんぶ調製品」、「無糖の味付けのり」、「のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)」の関税分類番号(HS コード)を追加・修正する予定であることをお知らせしました。

今般、当該 3 品目について、今後行われる令和元年度の輸入発表に基づき、追加・修正された品目での輸入割当て証明書及び輸入承認証を取得できるよう、「こんぶ調製品」、「無糖の味付けのり」、「のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)」それぞれで下記のとおり規制の適用時期について経過措置を設けることとしました(別紙参照)。今後、公表するそれぞれの品目に係る輸入発表において、当該経過措置を明記することを予定しています。

なお、輸入割当て証明書及び輸入承認証の申請や内容変更等の具体的な手続きについては、準備が整い次第、改めてお知らせします。

記

1. こんぶ調製品

(1) 規制の適用について

① 対象となる HS コード

HS コードが「2001・90」、「2008・97-2」、「2103・90」に該当する「こんぶ調製品」

② 規制の適用日

令和元年 12 月 12 日(木)(令和元年度の輸入発表に基づく申請受付開始日)

(2) 留意事項

- ① 上記(1)の①に該当する「こんぶ調製品」について、適用日の前日(令和元年12月11日(水))までに輸入通関する場合は、輸入割当証明書及び輸入承認証の取得は不要とします。
- ② 上記(1)の②の適用日より前に交付され、内容変更又は有効期間の延長が
必要ない輸入承認証については、当該適用日以降、税関にて別紙の改正後
のHSコードとして読み替えることとしますので、当該輸入承認証の修正(HS
コードの内容変更)は不要です。

2. 無糖の味付けのり

(1) 規制の適用について

① 対象となるHSコード

HSコードが「2008・97-2」に該当する「無糖の味付けのり」及び「2008・99-2」に該当する「無糖の味付けのり」(「2008・99-2-(2)-B-(d)」に該当するものを除く。)

② 規制の適用日

令和2年1月17日(金)【予定】(平成30年度の輸入発表と同様の時期)

(2) 留意事項

- ① 上記(1)の①に該当する「無糖の味付けのり」について、適用日の前日(令和2年1月16日(木)【予定】)までに輸入通関する場合は、輸入割当証明書及び輸入承認証の取得は不要とします。
- ② 上記(1)の②の適用日より前に交付され、内容変更又は有効期間の延長が必要ない輸入承認証については、当該適用日以降、税関にて別紙の改正後のHSコードとして読み替えることとしますので、当該輸入承認証の修正(HSコードの内容変更)は不要です。

3. のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)

(1) 規制の適用について

① 対象となるHSコード

HSコードが「2001・90」、「2008・97-2」、「2103・90」に該当する「のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)」及び「2008・99-2」に該当する「のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)」(「2008・99-2-(1)-B-(c)及び「2008・99-2-(2)-B-(d) (注1)」に該当するものを除く。)

(注1)平成31年4月1日以降、「2106・90-2-(2)-E」又は「2008・99-2-(1)-B-(c)」で交付された輸入承認証については、税関において「2008・99-2-(1)-B-(c)及び2008・99-2-(2)-B-(d)」と読み替えているため、本HSコードの改正により、申請者が修正手続きを行う必要は特段ありません。

②規制の適用日

令和2年1月17日(金)【予定】(平成30年度の輸入発表日と同様の時期)

(2)留意事項

- ①上記(1)の①に該当する「のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)」について、適用日の前日(令和2年1月16日(木)【予定】)までに輸入通関する場合は、輸入割当証明書及び輸入承認証の取得は不要とします。
- ②上記(1)の②の適用日より前に交付され、内容変更又は有効期間の延長が必要ない輸入承認証については、当該適用日以降、税関にて別紙の改正後のHSコードとして読み替えることとしますので、当該輸入承認証の修正(HSコードの内容変更)は不要です。

4. その他

上記1.～3.の(1)の①に記載したHSコードに該当する「こんぶ調製品」、「無糖の味付けのり」、「のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)」について、平成31年4月1日から上記1.～3.の(1)の②に記載したそれぞれの適用日の前日までに輸入通関した数量は、今後、「こんぶ調製品」、「無糖の味付けのり」及び「のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)」の輸入発表における申請資格に係る要件である輸入通関実績(消化実績)には含まれませんので、ご注意ください。

<問合せ先>
経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部 農水産室
水産班
TEL: 03-3501-0532
FAX: 03-3501-6006

(別紙)

■こんぶ調製品

| 現行 (平成 31 年 4 月 1 日以降) | | 改正後 適用日：令和元年 12 月 12 日 (木) | |
|---------------------------|---------------------|---|------|
| 関税率表の 番号等 | 品目 | 関税率表の番号等 | 品目 |
| 1212・21-3 | こんぶ(ボイル後塩蔵したものに限る。) | 1212・21-3 | 変更無し |
| 2008・99-2 | こんぶの調製品 | <u>2001・90【追加】</u> <u>2008・97-2【追加】</u> 2008・99-2 <u>2103・90【追加】</u> | |

■無糖の味付けのり

| 現行 (平成 31 年 4 月 1 日以降) | | 改正後 適用日：令和 2 年 1 月 17 日 (金)【予定】 | |
|---------------------------|----------|--|------|
| 関税率表の 番号等 | 品目 | 関税率表の番号等 | 品目 |
| 2008・99-2- (2)-B-(d) | 無糖の味付けのり | <u>2008・97-2【追加】</u> <u>2008・99-2【修正】</u> | 変更無し |

■のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)

| 現行 (平成 31 年 4 月 1 日以降) | | 改正後 適用日：令和 2 年 1 月 17 日 (金)【予定】 | |
|--|------------------------------|--|------|
| 関税率表の 番号等 | 品目 | 関税率表の番号等 | 品目 |
| 2008・99-2- (1)-B-(c) <u>(注2)</u> | のりの調製品(焼きのりを含み、無糖の味付けのりを除く。) | <u>2001・90【追加】</u> <u>2008・97-2【追加】</u> <u>2008・99-2【修正】</u> <u>2103・90【追加】</u> | 変更無し |

(注2)平成 31 年 4 月 1 日以降、「2106・90-2-(2)-E」又は「2008・99-2-(1)-B-(c)」で交付された輸入承認証は、税関において「2008・99-2-(1)-B-(c)及び 2008・99-2-(2)-B-(d)」と読み替えています。